

# 社会経済活動再開に向けた対策の段階的緩和について

## 【本県の基本方針】

### 第2段階

- この1週間の本県内の医療提供体制，県内・都内の感染状況から判断すると，引き続き，**Stage 1**に該当

＜本県の対策Stage＞

⇒ **5月25日以降** **Stage 2** に緩和

＜Stage 3→2への緩和を1週間で行う理由＞

- ・本県が，特定警戒都道府県のみならず緊急事態宣言も解除されたこと
- ・判断指標について，Stage 1の状態が1週間続いていること

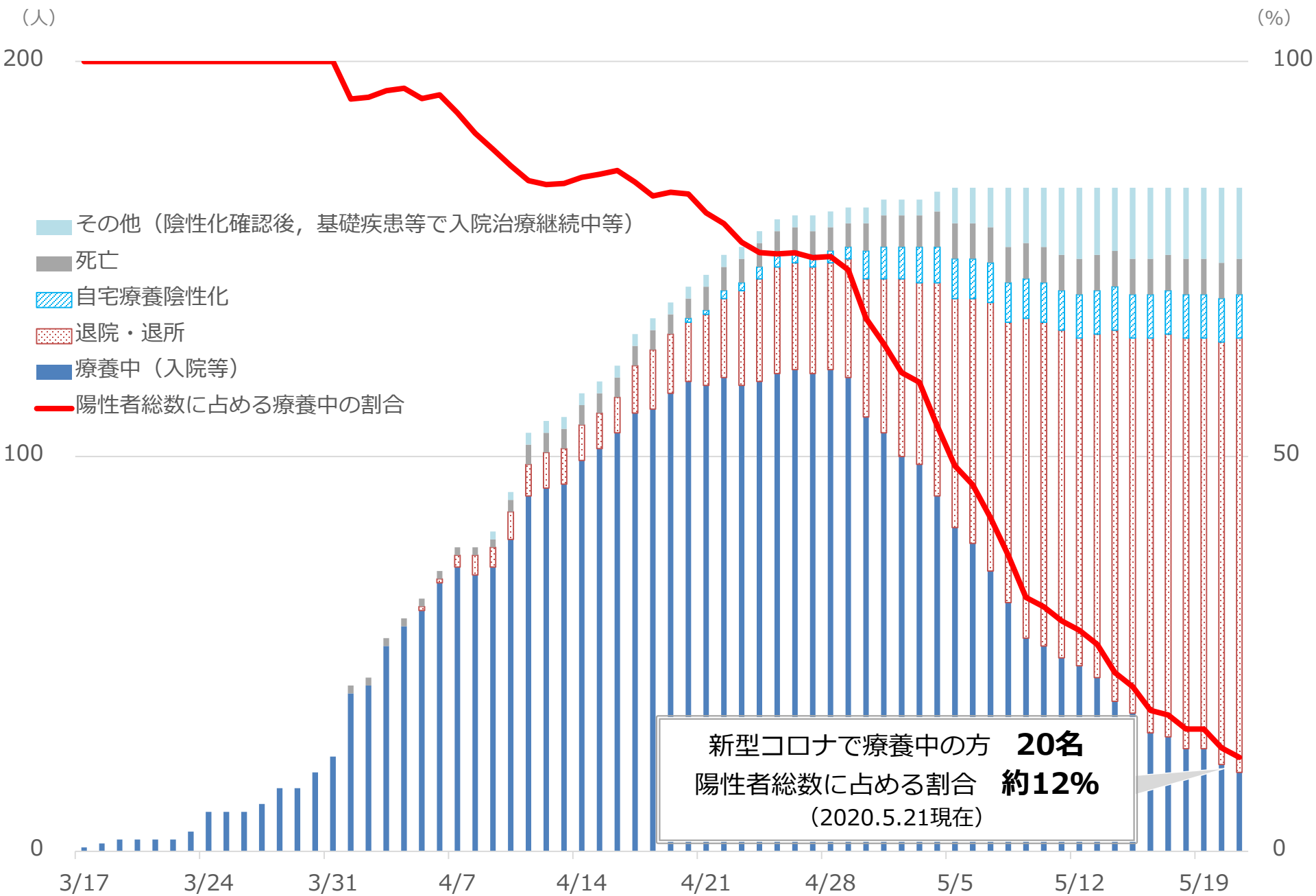
### 第3段階

- 今後，さらに，2週間程度，引き続き陽性者数等が抑制できれば…

⇒ **6月8日以降** **Stage 1** へ対策の緩和を予定

※ 今後も，判断指標によりStageを決定し，対策の緩和又は強化を実施  
対策の緩和：2週間程度で実施 対策の強化：迅速に対応

# 新型コロナウイルス感染症 県内陽性者の状況



# 「緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標」の推移

## 【県内の状況】

## 【都内の状況】

ステージ4

ステージ3

ステージ2

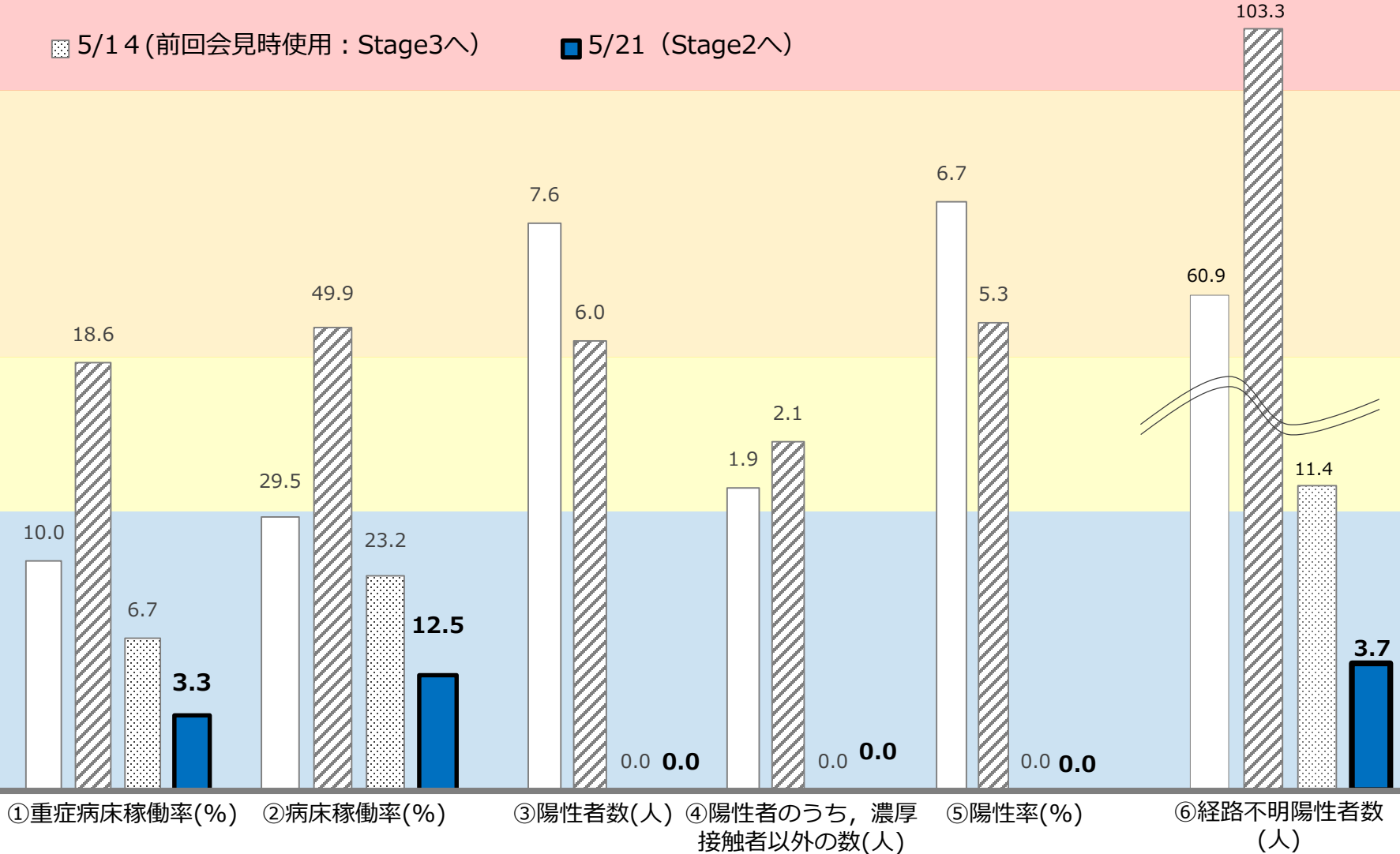
ステージ1

□ 4/7 (7都府県緊急事態宣言)

▨ 4/16 (全国緊急事態宣言)

▤ 5/14 (前回会見時使用: Stage3へ)

■ 5/21 (Stage2へ)

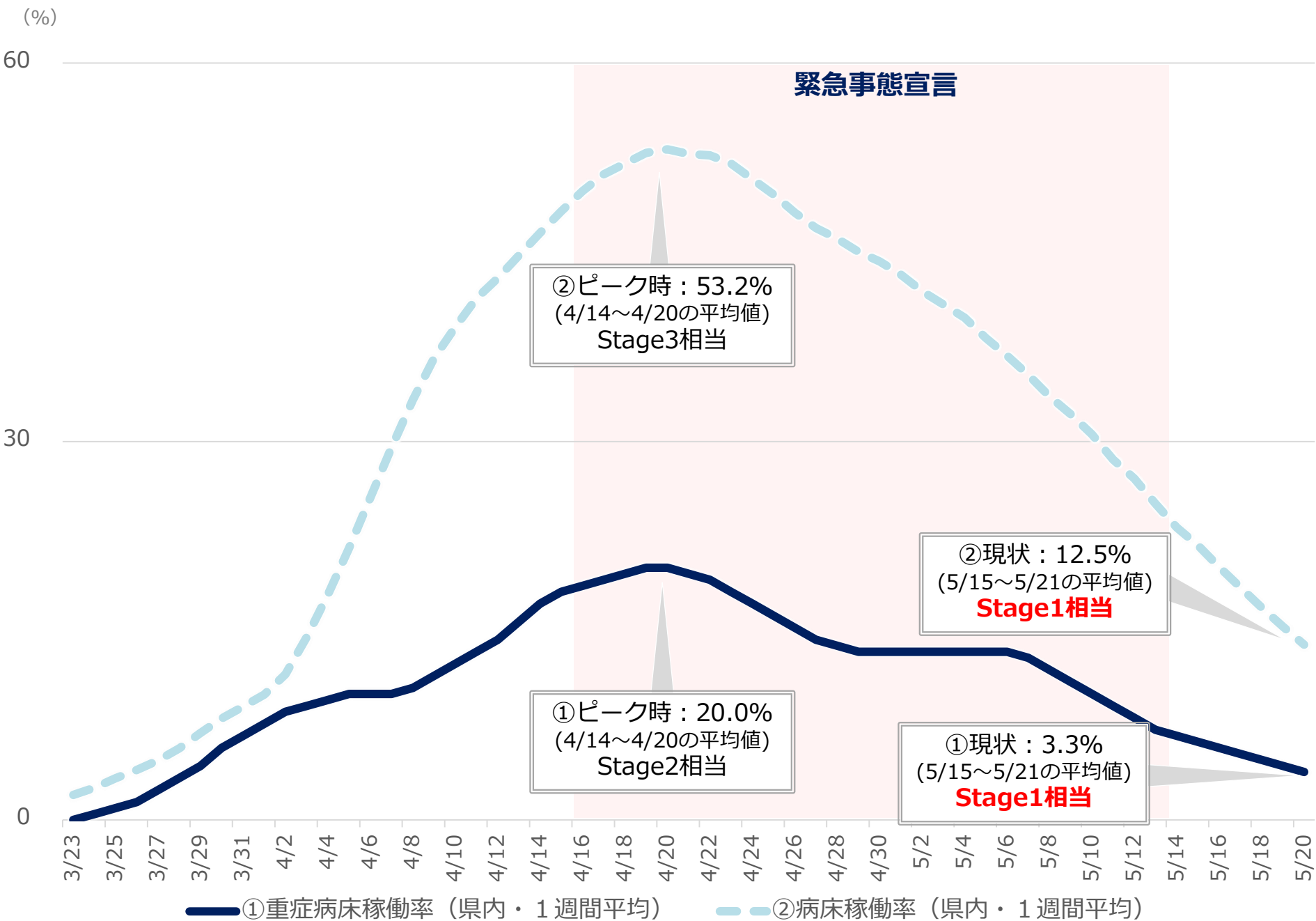


<医療体制>

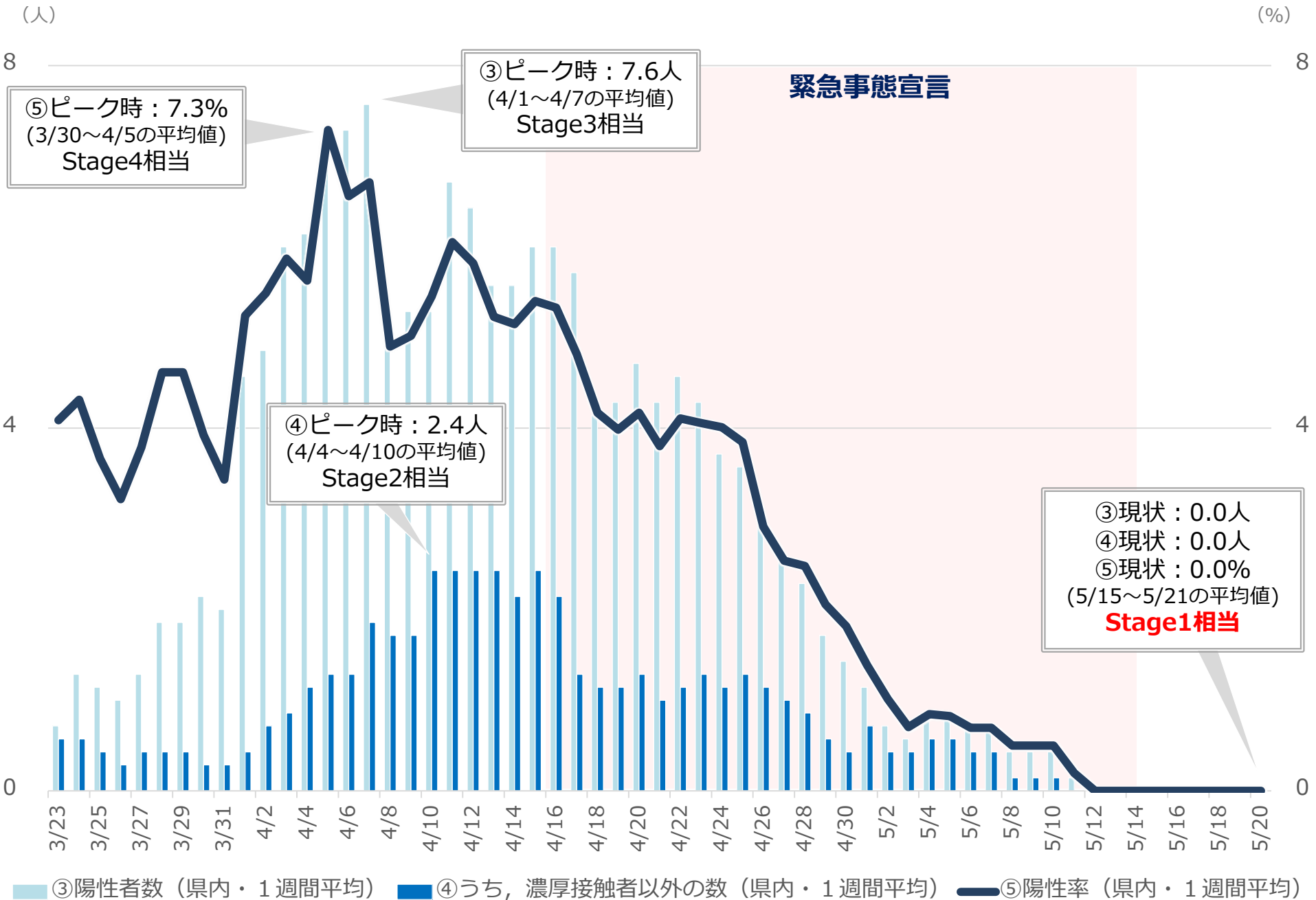
<感染状況>

<感染状況>

# 県内の医療提供体制（病床稼働率）



# 県内の感染状況（陽性者数・陽性率）



# 都内の感染状況（陽性者数）

(人)

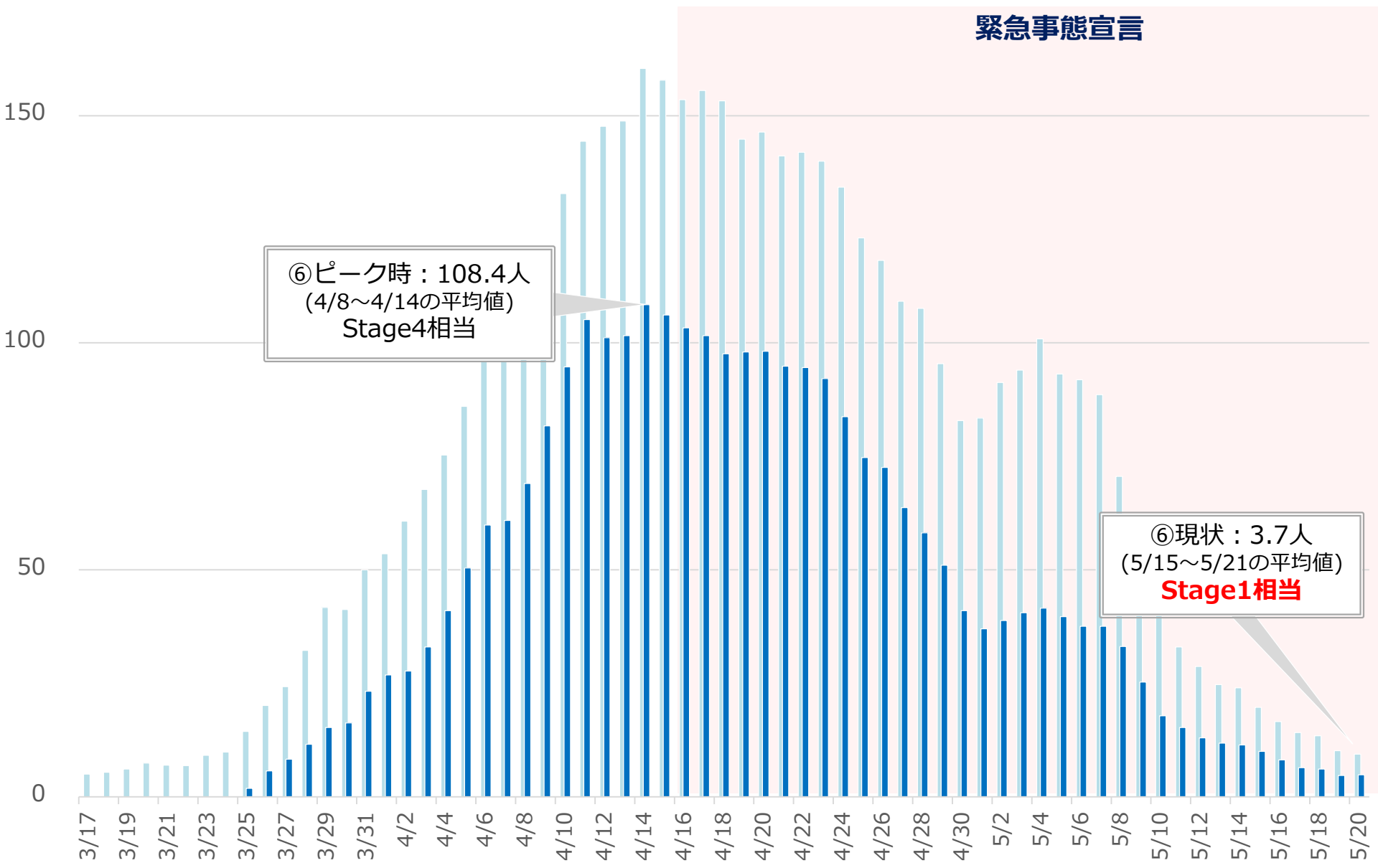
緊急事態宣言

⑥ピーク時：108.4人  
(4/8~4/14の平均値)  
Stage4相当

⑥現状：3.7人  
(5/15~5/21の平均値)  
**Stage1相当**

3/17 3/19 3/21 3/23 3/25 3/27 3/29 3/31 4/2 4/4 4/6 4/8 4/10 4/12 4/14 4/16 4/18 4/20 4/22 4/24 4/26 4/28 4/30 5/2 5/4 5/6 5/8 5/10 5/12 5/14 5/16 5/18 5/20

■ 都内の陽性者数（1週間平均） ■ ⑥都内の陽性者数（経路不明・公表時調査中）（1週間平均）



# 県内におけるPCR検査の実施件数

(人)

8000

**検査総数**  
**7,200人超**  
(陰性確認を除く)

※衛生研究所や水戸市保健所の他、民間検査機関等を含むが、件数は精査中。

4000

0

～3/16

～3/23

～3/30

～4/6

～4/13

～4/20

～4/27

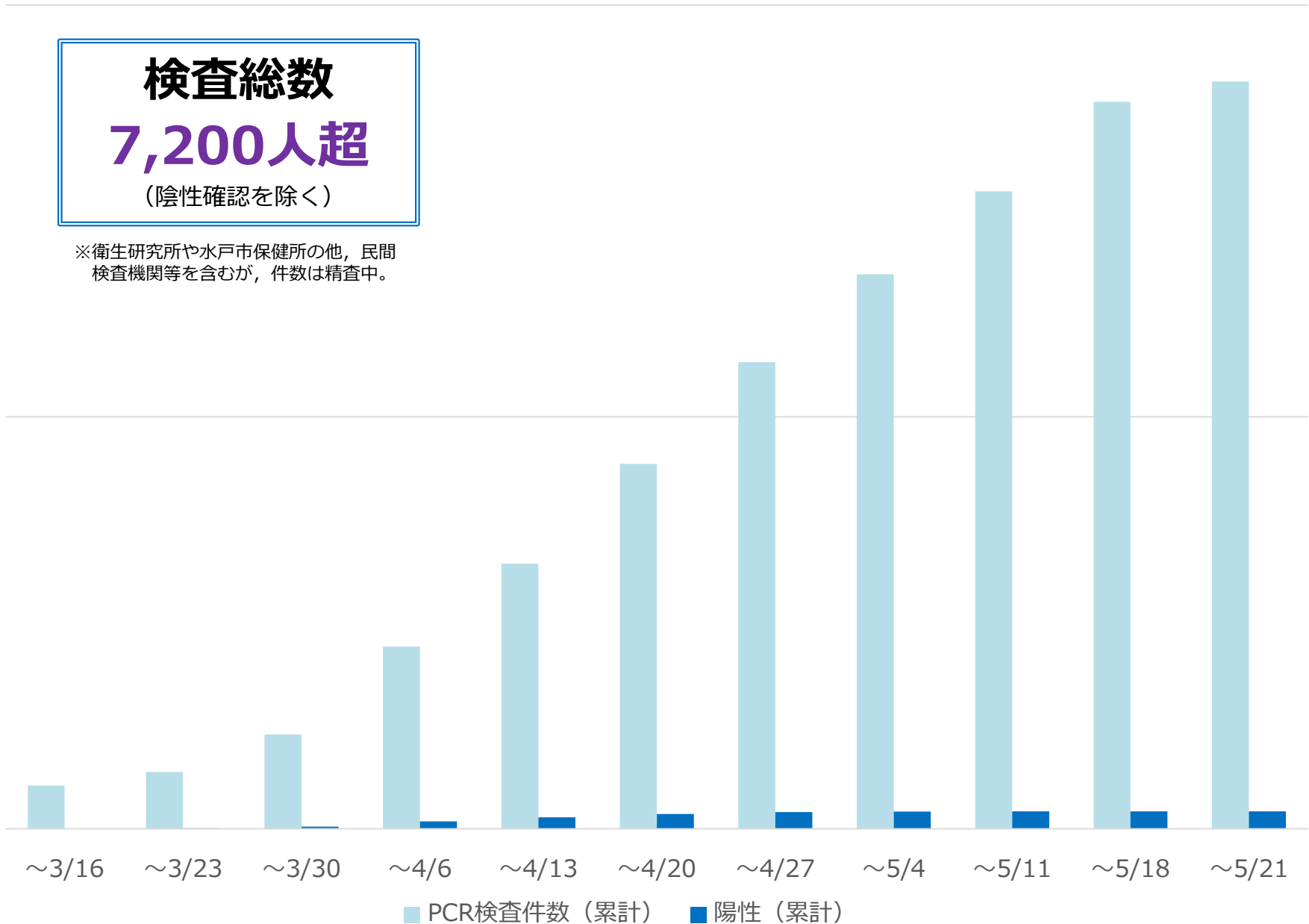
～5/4

～5/11

～5/18

～5/21

■ PCR検査件数 (累計) ■ 陽性 (累計)



# 茨城版コロナNext（コロナ対策指針）

項目	Stage4	Stage3	Stage2	Stage1
<b>主な判断基準</b> <small>(※ 1週間平均)</small>	<b>【感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態】</b> 陽性者数 - 県内増加(10人/日超) - 都内経路不明(100人/日超) <b>重症病床稼働率60%超</b> - 病床稼働率70%超	<b>【感染が拡大している状態】</b> 陽性者数 - 県内増加(10人/日以下) - 都内経路不明(100人/日以下) <b>重症病床稼働率60%以下</b> - 病床稼働率70%以下	<b>【感染が概ね抑制できている状態】</b> 陽性者数 - 県内増加(5人/日以下) - 都内経路不明(50人/日以下) <b>重症病床稼働率30%以下</b> - 病床稼働率45%以下	<b>【感染が抑制できている状態】</b> 陽性者数 - 県内増加(1人/日以下) - 都内経路不明(10人/日以下) <b>重症病床稼働率10%以下</b> - 病床稼働率30%以下
<b>外出自粛</b> <small>(※) 概ね70代超、基礎疾患等有の重症化リスクの高い方及び妊産婦</small>	× 一般の方 × 高齢者等(※)  × 平日昼間 × 週末・夜間  × 県外、特に東京圏	○ 一般の方 × 高齢者等  ○ 平日昼間 ○ 週末昼間 × 夜間  × 県外、特に東京圏	○ 一般の方 × 高齢者等  ○ 平日昼間 ○ 週末・夜間  ○ 緊急事態宣言解除地域	○ 一般の方 ○ 高齢者等  ○ 平日昼間 ○ 週末・夜間  ○ 県外（東京圏含む）
<b>イベント</b> <small>開催時においてガイドライン順守を徹底</small>	× 全てのイベントの開催自粛を要請	○ イベント（屋外200人以下、屋内100人以下）	○ イベント（屋外200人以下、屋内100人以下）	○ イベント（ガイドラインに基づき開催）
<b>休業要請</b> <small>営業時は全業種においてガイドライン順守を徹底</small>	● 遊技・遊興施設、文教施設等、幅広く対象 ● 食事提供施設は営業時間を短縮	● 3つの密が重なりやすい業種に限定 ● 劇場・食事提供施設等はガイドラインを順守し営業（時間短縮なし）	● 濃厚接触が避けられない、感染経路がたどりにくい業種に限定	● 新たな日常ルールの徹底（休業要請は行わない）
<b>学校再開</b>	× 県立学校休業 ○ 分散登校(週1日)  <small>(市町村立学校も同様の対応)</small>	× 県立学校休業 ○ 分散登校(週1～2日程度、ただし、小1、小6、中3、高3は登校日数を特に配慮)  <small>(市町村立学校も同様の対応)</small>	× 県立学校休業 ○ 分散登校(週3～5日程度。ただし、小1、小6、中3、高3は登校日数を特に配慮) × 部活動 × 給食 <small>(特別支援学校は分散登校_週1日)</small> <small>(市町村立学校も同様の対応)</small>	○ 通常登校 ○ 通常授業 ○ 部活動（他県との練習試合、合宿等については、感染状況や競技の特性を踏まえて判断） ○ 給食 <small>(特別支援学校は分散登校から段階的に通常登校へ移行)</small> <small>(市町村立学校も同様の対応)</small>

**(注) 医療施設、高齢者施設、障害者施設は最大級の厳重な対策を維持**



## 緩和にあたっての留意事項

---

- 引き続き、業種ごとのガイドラインや政府が作成した「**新たな生活様式**」を参照し、感染拡大防止に向けた取組を継続してください。
- 緊急事態宣言の対象地域（**東京都・千葉県・埼玉県等**）との不要不急の往来（帰省・観光等）は自粛してください。
- 県境の施設や観光地の事業者の皆様は、緊急事態宣言の対象地域からの誘客をお控えください。

# 新しい生活様式の実践について

- 県民の皆様には、社会経済活動を段階的に再開するにあたり、政府が公表した「**新しい生活様式**」の実践について協力をお願いします。
- 緊急事態宣言の対象地域（**東京圏等**）から（へ）の帰省・旅行・誘客など不要不急の往来自粛については、協力をお願いします。

【「新しい生活様式」の実践例（主なもの）】

## 1 一人ひとりの基本的感染対策

- ◆ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- ◆ 感染が流行している地域（**東京圏等**）からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。

## 2 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ◆ まめに手洗い・手指消毒
- ◆ 「3密」の回避(密集, 密接, 密閉)

## 3 日常生活の各場面別の生活様式

- ◆ 買い物 ⇒ 通販を利用。1人または少人数ですいた時間に。
- ◆ 公共交通 ⇒ 会話を控えめに、混んでいる時間帯は避けて利用。
- ◆ スポーツ ⇒ 公園はすいた時間, 場所を選ぶ。ジョギングは少人数で。
- ◆ 食事 ⇒ 持ち帰りや出前, デリバリーも。大皿は避けて, 料理は個々に。
- ◆ 冠婚葬祭 ⇒ 多人数での会食は避けて。

## 4 働き方の新しいスタイル

- ◆ テレワークやローテーション勤務
- ◆ 時差通勤でゆっくりと
- ◆ 会議はオンライン

# Stage2における外出自粛要請の緩和

## 【Stage 2】

### ◆原則

- ・新しい生活様式の実践を前提に，外出自粛要請を解除。  
**(Stage 3 (平日昼間及び週末昼間を解除)に加え，夜間の外出に係る自粛要請を解除)**

### ◆例外

- ・概ね70代超のご高齢の方，基礎疾患をお持ちの方など，重症化のリスクが高い方及び妊産婦の方（不要不急の外出）⇒継続
- ・緊急事態宣言の対象地域 ⇒継続

## 【Stage 1】

- ・新しい生活様式の実践を前提に，外出自粛要請を行わない。  
**(Stage 2から，高齢者等の外出及び緊急事態宣言の対象地域への外出に係る自粛要請を解除)**

# Stageの移行に伴う休業要請範囲の緩和

## ●休業要請解除の考え方

事業活動を行うにあたり、全てのStageにおいて、**県及び各業界団体のガイドラインを順守**

### 【Stage 3 → 2】

濃厚接触が避けられない、感染経路をたどりにくい業種を除き、**要請を解除**

### 【Stage 2 → 1】

全ての業種で休業要請を解除

種類	業種	Stage 2 で解除
運動・遊技施設	スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	Stage 2 で解除
遊興施設等	ダーツバー、アダルトショップ、個室ビデオ店	
	キャバレー※1、ナイトクラブ※1 ダンスホール※1、スナック※1、バー※1、パブ※1 性風俗店、デリヘル、カラオケボックス※2、ライブハウス	Stage 1 で解除
	※1 接客において、概ね1m以上の間隔を維持できない施設に限る	
	※2 概ね1m以上の間隔を維持できない施設に限る（少人数（1～3人）や家族等での利用は可とする）	